

「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての  
検討ワーキンググループ」の検討状況について

文部科学省・厚生労働省・経済産業省

## 1. 概要

読書バリアフリー法第 11 条に基づき、特定書籍等の効率的な製作を促進するため、出版者から図書館等の特定書籍等製作者への円滑な電子データの提供体制について、実証調査を通じて検討を行うもの。

## 2. 実施状況

○データ提供依頼の実績(令和7年8月1日～12月19日)

|                |       |
|----------------|-------|
| データ提供依頼の実施(全体) | 323 件 |
|----------------|-------|

(内訳)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| ①データ提供あり             | 110 件 |
| ②提供の意思表示はあったがデータ未着   | 12 件  |
| ③「確認する」と回答(期限内に連絡あり) | 26 件  |
| ④データ提供不可             | 81 件  |
| ⑤未回答(回答期限内の回答なし)     | 96 件  |
| ⑥(製作者側から)取り下げ        | 6 件   |

(参考)「④データ提供不可」の理由(複数回答)

|                    |      |
|--------------------|------|
| ・出版者で最終データを保有していない | 28件  |
| ・データ作成の経費が捻出できない   | 21 件 |
| ・著作者の許諾が必要と考えている   | 18 件 |
| ・データ作成にかなりの時間を要する  | 17 件 |
| ・データ流出の懸念がある       | 16 件 |

○データ提供のあったもののうちデータを活用し製作が完了した件数

公立図書館等:12 件

点字図書館 :23 件

(参考)提供されたデータを活用しなかった、もしくはできなかった理由

- ・データ提供可否の回答期限内に出版者から回答なし
- ・データ提供までに要する期間が長かった
- ・提供されたデータ形式では製作が困難 等

### 3. データ提供体制に関する検討課題

- ① 事務負担の軽減（データ提供依頼フォーム等のシステム構築等）
- ② 出版者側への理解啓発（読書バリアフリー法第11条第2項や著作権法第37条第3項の趣旨の説明 等）
- ③ 製作者への効率的な製作方法の普及（EPUBからのテキスト抽出ツールの活用 等）

### 4. 今後の R7 年度ワーキンググループ開催スケジュール

3月19日

第5回(R7 年度第4回)WG

<議題案>

- ・R7 実証調査の三省合同結果報告書の確認
- ・R8 実証調査に係る準備状況の共有

※本ワーキンググループの検討状況については、読書バリアフリー関係者協議会において随時報告